



消費生活

サポーター通信

令和8年度第6号(令和8年9月発行)

今月のテーマ



光回線の電話 勧誘トラブルに注意！

事例

- ・自宅に「光回線の料金が今より安くなる」と電話があった
- ・説明がよくわからなかったなので、書面の送付を依頼すると、ショートメッセージが届いた
- ・案内されたサイトに接続すると、氏名、生年月日、クレジットカード番号の入力を求められたので、入力した
- ・後日、書面が送られてきたので、内容を確認すると、**これまでと別の事業者と既に契約を結んだことになっており、料金も以前より高くなっていた**
- ・さらに、ルーターも送られてきたので、**解約を申し入れたが、対応できないと言われた**



アドバイス

- 突然電話がかかってきたら、必ず**事業者名とサービス内容**を**しっかり確認**しましょう
- 電話勧誘の契約では、「説明書面」と「契約書面」の2つの書面が送付されます
- 電話を受けても**すぐに契約せず、後日「説明書面」による説明を受けましょう**
- 「契約書面」が届いたら**すぐに内容を再度確認した上で、納得してから契約しましょう**



(編集・発行)青森県消費生活センター

〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階

おかしいな、困ったなと思ったら
消費者ホットライン(局番なし) **188**へすぐ相談!

(お近くの消費生活センターにつながります)

公式LINE登録してね

友達登録方法

●右のQRコードを読み込む

または

●LINEの「友だち追加」から「@638mbqrj」をID検索する



マスコットキャラクター
テルミちゃん
☎(Tel. Me)